

「独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会」の審議概要について 抜粋

【問い合わせ先】

独立行政法人国立がん研究センター
監 査 室(契約監視委員会事務局)
電 話 03-3542-2511 (内線2147)

平成24年度第3回独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成24年12月17日(月)に国立がん研究センターにおいて開催されましたので、その審議概要についてお知らせいたします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第3回 独立行政法人がん研究センターがん研究センター契約監視委員会 (概要)

- 開催日及び場所 平成24年12月17日(月) 国立がん研究センター第4会議室
- 出席者
 - ・ 委員(敬称略) 長崎 武彦(監 事 ※委員会委員長)
 - 小野 高史(監 事)
 - 林 哲治郎(株式会社ワイズテーブルコーポレーション取締役)
 - 加藤 一郎(弁護士)
 - 小林 広(監査室長 ※委員会事務局)
 - ・ 契約担当者 財務経理部長、財務経理課長、調達企画室長、調達第1班長、
調達第2班長、研究費事務班長、経理室長
- 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を平成24年度に、平成19年度を平成23年度にそれぞれ読み換えるものとする)

※ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。

(今回は、平成21年度を平成24年度に、読み換えるものとする)

○ 審議概要

1) 平成24年度第2回契約監視委員会（9月28日）における指摘事項の確認

- ・患者必携を含むがんの情報の全国普及に関する支援業務に関して、22年度、23年度の契約内容の変更点を比較した資料により、実態を報告すること。
→内容の変更による費用の妥当性について説明できる資料を次回提示すること。

2) 平成 23・24 年度における随意契約の妥当性について

- ・事前提出資料により、平成24年度随意契約（平成24年9月28日契約監視委員会以降）件数延べ15件について確認した。
- ・今回の審議対象案件については、特に問題は見当たらない。

3) 平成 23・24 年度における一者応札の妥当性について

- ・事前提出資料により、平成 24 年度一者応札契約（平成 24 年 9 月 28 日契約監視委員会以降）件数延べ 7 件について確認した。
- ・シリンジポンプ 90 台の賃貸借については、機種、台数、契約期間の変更により金額が約 2 倍となった理由（費用の妥当性）について説明できる資料を次回提示すること。

4) 平成 24 年度の契約審査委員会の審議状況について

- ・事前提出資料により、平成 24 年 9 月 28 日契約監視委員会以降の契約審査委員会 3 回分の審議リスト延べ 56 件について確認した。
- ・院内検体検査業務委託（第4回契約審査委員会）について
 - イ) 今契約における費用対効果がわかる資料を次回提出いただく。
 - ロ) 5 年間の今契約以降も、毎年継続的に大きな費用がかかる為、慎重な議論が必要であるが、この議事録上では履行が了解されたとは判断できない。
 - ハ) 上記を踏まえて、理事会・執行役員会等での議論や理事長への稟議承認等、組織として適切且つ合理的な判断が行われたことの証跡を整理して、次回報告いただく。
- ・契約審査委員会に馴染まない契約案件の審議が行われている（監査契約）。委員会に付議すべきか内容を正しく理解した上で、委員会に提起する等の改善が望まれる。

5) 業者支払い状況について

- ・平成 24 年 7 月～9 月までの支払業者別金額一覧について、上位 50 社（支払総額の 88.8%）について確認した。

6) 前年度から引き続き一者応札となった案件のフォローアップ

- ・期間が異なる同一内容の案計は1件にまとめること。
- ・フェイスタオル賃貸借契約（東病院）については、中央病院の同契約とセットにした入札

も検討すること。

7) その他

- ・センター版の随意契約の指針について内容を確認した。
- ・次回の会議までに、センターの年間における随意契約件数割合を報告いただく。

以 上